

各位

横浜信用金庫

**「外国為替及び外国貿易法」に基づく銀行等の
確認義務履行に関するお客さまへのお願い**

いつも当金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

当金庫では、外国為替及び外国貿易法(以下「外為法」といいます)に基づく経済制裁措置の確実な実施のため、外為法17条の規定により、お客さまのお取引が外為法の規制対象取引に該当しないこと(もしくは、当局から許可を受けていること)を確認させていただいております。

外為法等規制に該当しないことが確認できない場合は、お取引をお断りさせていただく場合がありますので、あらかじめご了承くださいませようようお願い申し上げます。

お客さまのご理解・ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. ご送金目的についてのご申告をお願いします

- (1)ご送金目的をご申告いただくとともに、目的が輸入代金、仲介貿易代金等の場合は、商品の品目、原産地(国名)、船積地域(都市名)、仕向地(仲介貿易の場合)をあわせてご申告ください。
- (2)お取引が外為法上の「北朝鮮・イラン規制関連取引」に該当しないこと、および最新のロシア関連規制取引にも該当しないことをご確認の上で、その旨をご申告ください。

2. お取引の相手方についてのご確認をお願いします

お客さまの知り得る限りにおいて、最終的な資金の受取人が北朝鮮居住者ではないこと、また、お取引相手の関係者(主な株主や取締役等)の中に北朝鮮居住者(法人・個人)がいないことをご確認のうえ、「北朝鮮・イラン規制関連取引」に該当しない旨をご申告ください。

3. お取引内容を確認できる資料のご提示をお願いします

お取引の受付の際、お取引に係る資料をご提示いただき、取引内容の詳細を確認させていただきます。

また、「貿易に関する支払規制」、「資金使途規制」、「北朝鮮居住者等に対する支払の原則禁止措置」、「対外直接投資に関する規制」および「役務取引に関する規制」に該当しないことが確認できない場合には、お取引をお断りさせていただく場合がありますので、あらかじめご了承くださいませようお願いします。

----- 裏面もご確認ください -----

4. ロシア関連規制については、最新の規制内容を財務省ホームページ等にてご確認いただきますようお願いいたします

2022年2月のロシアによるウクライナ侵攻を受けて、外為法に基づく各種規制が随時発動しておりますので、必ず財務省・経済産業省のホームページにてご確認いただいたうえで、ご申告いただきますようお願いいたします。

※外為法に基づく支払等規制(一部抜粋)

(1) 北朝鮮の「貿易に関する支払規制」

- ・北朝鮮を原産地または船積地とする全ての貨物の輸入または仲介貿易に係るもの
- ・北朝鮮を仕向地とする貨物の仲介貿易に係るもの

(2) 北朝鮮の「資金使途規制」

- ・「北朝鮮の核関連計画等に貢献し得る活動」に寄与する目的で行われるもの

(3) 北朝鮮に対する「支払の原則禁止」

- ・人道目的かつ10万円以下の場合を除き、北朝鮮に住所を有する者に対する支払の原則禁止

(4) イランの「資金使途規制」

- ・「イランの核活動等に関連する活動」に寄与する目的で行われるもの

(5) ロシア向け「対外直接投資に関する規制」

- ・ロシア連邦向けの新規の対外直接投資
- ・ロシア連邦内で行う事業活動資金の支払およびロシア連邦以外で行う事業活動でロシア企業等が関与する場合の事業活動資金の支払

(6) ロシア・ベラルーシ向け「役務取引に関する規制」

- ・ロシア又はベラルーシに対する規制対象に関する役務取引(技術提供等)の禁止

(7) ロシア産原油等の価格上限に係る資本取引に関する規制

- ・ロシアを原産地とし、海上において輸送される原油等の上限価格を超える購入に関連する、金銭の貸付契約又は債務の保証契約に基づく債権の発生等に係る取引の禁止

以上